

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構業務執行理事会議規程

制 定 令和7年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）に設置する業務執行理事会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 以下に掲げる事項について、審議する。

- (1) 機構の運営方針・計画に関すること
- (2) 機構の予算に関すること
- (3) 機構の決算に関すること
- (4) その他、理事長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 業務執行理事会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 財務担当理事
- (4) その他、理事長が必要と認めた理事

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(開催)

第3条 業務執行理事会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、理事長が、必要に応じて臨時に開会し、又は休会することができる。

(持ち回り審議)

第4条 第2条に掲げる審議事項の審議を速やかに行うため、業務執行理事会議の開催を略し、持ち回り審議を行うことができる。この場合の決議については、理事長が行う。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、業務執行理事会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。